

浜松医科大学における障がいのある学生への支援に関する指針

制 定 平成 28 年 3 月 24 日

最終改正 令和 6 年 4 月 1 日

浜松医科大学（以下「本学」という。）は、障がいのある学生に平等かつ公平な教育を受ける機会を提供するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）の基本理念に基づき、身体障がい、精神障がい（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）、その他の心身の機能の障がい（難病等に起因する障害を含む。）（以下「障がい」と総称する。）がある学生（それらに準ずる障がいがあることを示す診断書を有する者を含む。以下「要支援学生」という。）の支援を行う。

ただし、本指針は、支援制度の基準、根幹を定めたものであり、支援内容については、障がいの内容や程度に応じ、個別に必要なかつ合理的な配慮を検討し、要支援学生と十分な協議を経た上で決定する。

1. 基本方針

本学は、学生の障がいの有無や程度によって分け隔てることなく、すべての学生が高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持する。このため、本学にかかわるものすべてが、相互に人格と個性を尊重しあいながら学生生活を送ることができるよう、要支援学生への支援を行う。

2. 支援の体制

多面的かつ積極的な支援を目指し、学生を含む大学構成員が支援活動に参加できるように構築する。必要に応じて、学外の障がい者支援の専門家等とともに連携を図る。

3. 支援の方法

要支援学生に対する修学支援及び環境整備は、原則として本人及び保護者の要請に基づき行い、就学支援は、学内関係部署、要支援学生支援窓口等と本人及び保護者が十分な合意形成・共通理解を図った上で決定し、大学から提供する。環境整備においては、可能な限り障壁をなくし、利用しやすい環境を整備する。

ただし、教育とは直接関係しない学生の活動や生活面への配慮については、支援の対象外とする。

4. 個人情報保護と守秘義務

支援をする上で知り得た要支援学生の個人情報（障がいや相談の内容を含む。）の管理を厳密に行い、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとする。ただし、連携支援を行うために必要と本学が判断した場合、集団守秘義務を十分に遵守しつつ支援者間で個人情報の共有を行う。